

任意団体 サンダーストライク 規約

(名称)

第1条 名称は、任意団体『サンダーストライク』と称する。

(事務所)

第2条 団体の事務所は、千葉県山武市雨坪65番地65とする。

(目的)

第3条 本団体は、ゲームを通じて、新たなコミュニティを結成することを目的とする。

(設立年月日)

第4条 本団体の設立年月日は、令和5年12月1日とする。

(活動)

第5条 本団体は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

(1) 年に数回、オフラインイベントを実施し、ゲームを通じて出会い、新たなコミュニティを形成する。

(2) 年に数回、ゲームのオンライン大会を実施し、高みを目指すと共に、ゲームを一緒に行うことの楽しさを得られる大会を実施する。

(3) その他、目的達成に必要と思われる活動を行う。

(会員)

第6条 団体の会員は、団体が管理するネットワークグループに加入したとき、正会員とする。

(入会)

第7条 団体の会員として入会しようとする者は、代表理事に申し込むものとし、代表理事がネットワークグループに招待を行うことで入会とする。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付して、本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会費は徴収を行わない。

(退会)

第9条 団体の会員は、ネットワークグループの脱退をもって、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 会員が死亡したとき

(2) 会員の応答が1年以上されない時

(役員)

第10条 団体に次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1人
 - (2) 副代表理事 1人
 - (3) 監査役 1人
 - (4) 理事(代表理事及び副代表理事を含む。)2人以上
- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第11条 代表理事は、団体を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 監査役は、団体の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第13条 団体の総会は、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 規約の変更
 - (2) 解散
 - (3) 事業内容の変更
 - (4) 事業報告及び活動決算
 - (5) 役員を選任又は解任
 - (6) その他団体の運営に関する重要事項
- 3 総会は、ネットワークグループ内で行うこととし、会員に通達を行う。
- 4 総会の議事は、役員過半数をもって決する。

(議事録)

第14条 総会の議事については、ネットワークグループに記録するものとし、これをデータ上で保存するものとする。

(役員会)

第15条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業年度)

第16条 団体の事業年度は、12月1日に始まり、翌年11月30日までとする。

(免責規定)

第17条 本団体の会員の活動に伴い生じた事故等に関し、いかなる責任も負わず、各会員の自己責任とする。

(資産の構成)

第18条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第19条 団体の資産は、代表理事が管理を行うものとする。

(会計の原則)

第20条 団体の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業報告書及び決算)

第21条 代表理事は、事業年度終了後1か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て役員の承認を得なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、役員に分配してはならない。

(規則の変更)

第22条 この規則を変更しようとするときは、役員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(解散)

第23条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 役員の全承認
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡

(事務局)

第24条 団体の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第25条 この規則に定めのない事項は、役員^の3分の2以上の承認をもって、代表理事が別に定める。

附則

1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。